

## 【第12報】 新型コロナウイルスワクチンに関する訪問看護の扱いについて

医療従事者への新型コロナウイルスワクチン接種に続き、高齢者へのワクチン接種及び 64 歳以下の方へのワクチン接種が加速されています。6 月 21 日から沖縄県を除き緊急事態宣言が解除され、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が、まん延防止重点措置が適用されましたが、感染状況は引き続き予断を許さない状況です。そのような中、感染拡大防止の鍵となるワクチン接種について、訪問看護に関連する情報をご紹介します。

### 1. 訪問看護制度における新型コロナウイルスワクチン接種後の経過観察

令和 3 年 6 月 17 日に厚生労働省保険局医療課より事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 49)」<sup>3</sup>（参考資料・サイト<sup>7</sup>）および令和 3 年 6 月 8 日に厚生労働省老健局高齢者支援課他より介護保険最新情報 vol.990 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第 23 報)」<sup>3</sup>（参考資料・サイト<sup>8</sup>）が出され、新型コロナウイルスワクチン接種に係る訪問看護の扱いについて示されました。

#### (1)医療保険

医療保険の訪問看護の範囲で認められるワクチン接種に関する業務は以下の通りです。

(医療保険の訪問看護のできる業務の内容)

- 主治医から交付された訪問看護指示書に基づき実施される訪問看護の提供と合わせてワクチン接種後の経過観察をする
- 訪問看護計画に位置付けられたサービスの日時をワクチン接種の日時に合わせる等の変更をする

※日時等の変更は訪問看護計画書に記載し、事前に利用者又はその家族に説明をする

#### (2)介護保険

介護保険の訪問看護の範囲で認められるワクチン接種に関する業務は以下の通りです。

(介護保険の訪問看護のできる業務の内容)

- 予め居宅サービス計画に位置付けられた訪問看護の提供時間内に、医師によるワクチン接種後の経過観察をする
- 予め居宅サービス計画に位置付けられたサービス提供の日時を、接種の日時に合わせる等の変更をして、通常のケアに加え経過観察も行う

- ワクチン接種等の事情を勘案し、臨時的に追加で介護サービスを位置付ける必要が生じ、その際に経過観察も行うこと
  - ※居宅サービス計画内容等の見直しについて、サービス提供後に行っても差し支えない
  - ※同意は文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることよい

(1)医療保険の資料（「3. 参考資料・サイト」7）より抜粋）

問4 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」（令和3年6月4日改訂）において、在宅療養患者等への接種については、「接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観察するほか、家族や知人、利用しているサービス（訪問介護、訪問看護等）等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる」とされているが、訪問看護ステーションの看護師等が主治医から交付を受けた訪問看護指示書又は精神科訪問看護指示書に基づき実施される訪問看護サービスの提供を行うこととあわせ、新型コロナワクチン接種後の経過観察を行う場合においては、通常どおり、訪問看護基本療養費又は精神科訪問看護基本療養費は算定可能か。

(答) 算定可。

問5 問4において、予め訪問看護計画に位置づけられたサービスの日時を新型コロナワクチン接種の日時に合わせる等の変更を行うことは可能か。

(答) 可能。なお、その場合、日時等の変更を行う旨、訪問看護計画書に記載し、事前に利用者又はその家族に説明を行うこと。

問 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」（令和3年6月4日改訂）において、「接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観察するほか、家族や知人、利用しているサービス（訪問介護、訪問看護等）等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる」とあるが、訪問介護及び訪問看護等の介護サービスを利用した場合の介護報酬等の取扱い等はどのようなになるか。

（答）

まず、今般の新型コロナワクチンに係る予防接種について、利用者の自宅で経過観察を行う場合の費用については、当該業務を市町村が事業者へ委託する場合は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補助金の活用が可能である。

委託ではない場合において、利用者本人の希望に応じて、介護サービス提供の際に、医師による接種後の経過観察を行うことは差し支えない。この場合、訪問介護及び訪問看護については、

- ・ 予め居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護又は訪問看護について、そのサービス提供時間内又は当該サービス提供時間が含まれる所要時間の区分内で、経過観察も行うこと
- ・ 予め居宅サービス計画に位置付けられたサービスの日時を接種の日時に合わせる等の変更を行い、経過観察も行うこと
- ・ 今般の新型コロナワクチンに係る予防接種等の事情を勘案し、臨時的に追加で介護サービスを位置付ける必要が生じ、その際に経過観察も行うこと

が考えられるが、それぞれ所定の手続をとること。

なお、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となる場合について、サービス提供後に行っても差し支えない。なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることによりよい。

## 2. 委託による予防接種、接種後の経過観察

訪問看護制度(医療保険・介護保険)では、ワクチン接種後の経過観察は看護の範疇と認められていますが、ワクチン接種は認められていません。

しかし、今般の新型コロナワクチンに係る予防接種について、市町村が新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の補助金を活用して予防接種に関する業務を委託することができるとされています。

(委託することができる予防接種に関する業務の内容)

■「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(3.1 版)」(令和3年6月4日改訂)(「3. 参考資料・サイト」9)p.69 より抜粋

### (9) 在宅療養患者等への接種

在宅療養患者等について、在宅において接種を行う場合には、接種後の経過観察をどのように行うのかを予め市町村や接種実施医療機関等が在宅療養患者等と検討・調整すること。

- 家族や知人、利用しているサービス(訪問介護、訪問看護等)等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる。
  - 予診医が電話や情報通信機器により予診を行い、予診医の指示を受けた看護師等が接種を行い、医師が副反応の発生時等の緊急時に対応できる範囲にとどまる態勢を取ること、接種場所に医師がいない状況で接種することも考えられる。
- なお、市町村が設ける特設会場に従事する者が、当該会場から訪問で接種することも考えられる。

新型コロナウイルス感染症に係る  
予防接種の実施に関する手引き  
(3.1 版)

「3. 参考資料・サイト」9)※随時更新

### 3. 日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」をご活用ください！

当財団では、引き続き「感染防護具支援プロジェクト」として、新型コロナウイルス感染症療養者(疑いの方も含む)に関わる事業所に、感染防護具を無料配布しています。具体的には、療養者のケアに関わる訪問看護ステーションや訪問介護事業所等の在宅ケアチームを想定した1週間分の感染防護具セットを用意し、お申込みいただいた事業所に配布しています。感染の蔓延を防止するために有効にご利用ください。なお、本事業は、日本財団様・メットライフ生命保険様からのご支援によるものです。「3. 参考資料・サイト」6)

【配布対象】訪問看護ステーション、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所  
看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護

#### 【配布物品】

○内容:N95 マスク・フェイスシールド・サージカルマスク・使い捨て手袋・使い捨てガウン  
ヘアキャップ・使い捨てスリッパ・手指消毒剤等の个人防护具(PPE)

○量:在宅ケアチームが感染症予防として1週間使用することを想定

【応募方法】当財団 HP に掲載

【応募期間】現在受付中 ※なくなり次第終了します



日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」

在庫残り  
2,315箱

## 感染防護具を無料配布

日本訪問看護財団は、感染防護具を無料配布しています。  
感染の蔓延を防止するために、在宅ケアチームで有効にお使いいただくことを願っています。  
(本事業は、日本財団様・メットライフ生命保険様からのご寄付です)

■お申込み対象は次の事業所です

訪問看護ステーション     訪問介護事業所     居宅介護支援事業所  
 看護小規模多機能型居宅介護事業所     小規模多機能型居宅介護事業所

■次のような状態の療養者やそのご家族がいる場合はお申込みいただけます

新型コロナウイルス感染者（疑いを含む）

新型コロナウイルス感染者（自宅療養中・宿泊療養中）  
 感染したため入院治療後、退院患者  
 濃厚接触者（自宅を経過観察中）

新型コロナウイルス感染の疑いの為使用したい

発熱、味覚障害など感染を疑わせる症状がある  
 吸引や人工呼吸器を使用し、エアロゾル感染が考えられる  
 感染拡大地域から家族または介護者が戻ってきて感染が疑われる  
 その他

上記のいずれかに該当する場合、支援の対象になりますので、すぐにお申込みください。  
お申込みは Web ページで受け付けています。



★本事業にご寄付をいただいた団体様より、申込者には次の条件が求められています。ご注意ください。

- 備蓄的でないこと
- 事前事後アンケートへの協力（療養者の性別・保険料負担割合などの設問を含む）
- 療養者や関係者の個人情報及び関係団体に関する情報の漏洩を防止すること



日本訪問看護財団「感染防護具支援プロジェクト」

■感染防護具等支援物資（図表参照）

在宅ケアチームに送付する物資のイメージ(1週間分セット)



訪問看護従事者



ホームヘルパー



医師



予備

内容	数量
N95 マスク	5
フェイスシールド	18
サージカルマスク	50
使い捨て手袋	100
使い捨てガウン	18
ヘアキャップ	18
使い捨てスリッパ	5
手指消毒剤	1
マスクンテープ	1
シッパ-付き多機能袋/ゴミ袋	各 50



訪問看護ステーション (1例)



在宅ケアチーム (1例)



訪問看護ステーション (1例)



訪問看護ステーション (1例)



在宅ケアチーム (1例)



訪問看護ステーション (1例)

<お問合せ先>

事務局 | 公益財団法人日本訪問看護財団 感染防護具支援プロジェクト担当  
東京都渋谷区神宮前 5-8-2 日本看護協会ビル 5 階  
電話番号：03-5778-7006 (9:00~16:00 土日祝日を除く)  
shien2020@jvnf.or.jp https://www.jvnf.or.jp/covid-19\_project2020.html  
協力 | COVID-19 在宅医療・介護現場支援プロジェクト https://covid19c.info/

### 3. 参考資料・サイト

- 1) 厚生労働省サイト「新型コロナウイルス感染症について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 2) 厚生労働省サイト「介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
- 3) 厚生労働省サイト「新型コロナウイルスに関する Q&A(医療機関・検査機関の方向け)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00004.html#Q5](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html#Q5)
- 4) 厚生労働省サイト「啓発資料・リーフレット・動画(ご自由にダウンロードしてご活用下さい)」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryookikan-fukushishisetsu.html#h2\\_4](https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/qa-jichitai-iryookikan-fukushishisetsu.html#h2_4)
- 5) 厚生労働省サイト「新型コロナウイルスワクチンについて」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_00184.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)
- 6) 日本訪問看護財団サイト「感染防護具支援プロジェクト」  
[https://www.jvnf.or.jp/covid-19\\_project2020.html](https://www.jvnf.or.jp/covid-19_project2020.html)
- 7) 厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その49)」令和3年6月17日  
<https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2021/210617iryo-tsuchi.pdf>
- 8) 厚生労働省老健局高齢者支援課他事務連絡介護保険最新情報 vol.990「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第23報)」令和3年6月8日  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000789820.pdf>
- 9) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(3.1版)」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000788636.pdf>
- 10) 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症 19-COVID 診療の手引き第5版 2021」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000785013.pdf>

日本訪問看護財団ホームページ <https://www.jvnf.or.jp/>

日本訪問看護財団「新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ」

<https://www.jvnf.or.jp/blog/info/korona>

